

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成18年1月から19年8月までを32万円、20年8月から22年4月までを47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月1日から22年5月1日まで

A社に勤務し受け取っていた給与の金額と厚生年金保険の標準報酬月額が大きく違っている。給与支払明細書の一部を提出するので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これら標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年1月1日から19年9月1日までの期間及び20年8月1日から22年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書及び市県民税課税証明書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、18年1月から19年8月までを32万円、20年8月から22年4月までを47万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、平成17年から21年までの算定基礎届において、事業主が届け出た報酬月額に基づく標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と

一致していることが確認でき、その結果、社会保険事務所（当時）は訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 8 月 1 日までの期間については、給与支払明細書及び市県民税課税証明書により、事業主が申立人の給与から源泉控除していたと確認又は推認できる保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を6万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月26日

A社に勤務していた期間のうち平成15年12月に間違いなく賞与が支給されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における当該期間の標準賞与額に係る記録を6万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月26日

A社に勤務していた期間のうち平成15年12月に間違いなく賞与が支給されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における当該期間の標準賞与額に係る記録を9万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日及び17年12月27日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を15年12月26日は7万6,000円、17年12月27日は7万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月26日
② 平成17年12月27日

A社に勤務していた期間のうち平成15年12月及び17年12月に間違いなく賞与が支給されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月26日は7万6,000円、17年12月27日は7万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良厚生年金 事案 1544

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月26日

A社に勤務していた期間のうち平成15年12月に間違いなく賞与が支給されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における当該期間の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和29年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から同年7月1日まで

昭和26年から平成7年までの期間、A社に継続して勤務していた。入社当初、同社C工場に勤務していたが、昭和29年に新しく同社D工場が開設され異動することになった。

しかし、厚生年金保険の記録は途中の1か月が未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及びB社から提出された退職者一覧台帳から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和29年7月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和29年5月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としているが、B社が保管している申立人のA社C工場における被保険者資格喪失届（副）の資格喪失年月日の欄に昭和29年6月1日と記載されていることから、事業主は社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年12月までの期間、47年12月から48年7月までの期間及び54年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和47年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から同年12月まで
② 昭和47年6月及び同年7月
③ 昭和47年12月から48年7月まで
④ 昭和54年7月から同年12月まで

20歳の頃に住んでいたA市B区か、その後引っ越したC市で国民年金の加入手続を行い、その後は、自宅を訪れる集金人に、ある時期からは金融機関から納付書を使って2か月分程度ずつの保険料を納付している。

年金は大切だと認識し保険料はきちんと納付していたので、所々に未納があることに納得できないし、私が所持する領収証書の納付期間と年金記録が一致しないのも合点がいかない。

なお、申立期間②について、先日領収証書が見つかったことにより、年金事務所から保険料を払い戻すと言われたが、当時の保険料を返金してもらうのではなく、それを現在未納となっている期間に充当し、年金の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、③及び④

申立期間①について、申立人は、A市B区かC市において国民年金の加入手続を行い、その後は自宅を訪れる集金人に保険料を納付していたと述べて

いるが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 3 月 2 日に元夫及び実母と共に C 市において払い出されていることが確認できるところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）及び申立人が所持する領収証書を見ると、同年同月に過年度納付となる 44 年 12 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料をまとめて納付していることが確認できるものの、現年度納付となる当該申立期間について国民年金保険料の納付があった様子はいかがえない。

また、前述の被保険者台帳の昭和 45 年度の摘要欄には、当該年度の未納を受けて過年度納付書が発行されたことを意味する「未カード済」の印影が確認でき、これは定期的に集金人に納付していたとする申立人の主張と符合しない。

さらに、元夫の被保険者台帳において、前述の申立人と同様の「未カード済」の印影が確認できるところ、元夫は当初未納であった過去の国民年金保険料を、昭和 49 年 2 月に現年度及び過年度納付で納付するとともに、2 年の時効が完成した期間に係る未納保険料を特例的に納付できる第 2 回特例納付制度により、当該申立期間に該当する期間の保険料を同年 2 月 23 日に納付したことが確認できるが、申立人については、同日に現年度及び過年度納付を行ったことは確認できるものの、当該申立期間について特例納付を行った様子はいかがえない。

申立期間③について、申立人は自宅を訪れる集金人に国民年金保険料を納付したと述べているが、被保険者台帳において、国民年金保険料の納付があった様子はいかがえない。

また、前述の被保険者台帳及び申立人が所持する領収証書において、申立人は、当該申立期間を除く当該期間前後の国民年金保険料を昭和 49 年 2 月にまとめて納付していることが確認できる上、同台帳には「47.8.10-5、48.8.10-1」と記録された後に、同記録が取消線により消されていることが確認できる。これらの状況を踏まえると、一旦 47 年 8 月 10 日に申立人の国民年金被保険者資格を喪失させ、48 年 8 月 10 日に再び同資格を取得させた様子がいかがえ、また、同様の記録が年金手帳においても確認できることから、当該納付の時点で当該申立期間を未加入期間として取り扱い、あえて納付の対象期間に含まなかった可能性がいかがえる。

申立期間④について、申立人は金融機関から国民年金保険料を納付したと主張しているが、当該申立期間に係る領収証書を所持していない上、申立人と一緒に納付したとされる元夫についても当該期間は未納と記録されている。

また、被保険者台帳を見ると、当該期間の国民年金保険料の納付があった様子はいかがえない上、同台帳の昭和 54 年度の摘要欄には当該年度の未納を受けて催告状が送付されたことを意味する「催告 55.10」の印影が確認できるとともに、進達欄には当該年度の納付月数が 3 か月であることを示す

「0300」、それが後に6か月であることを示す「0600」に訂正されていることが確認できる。

さらに、昭和54年度のこれらの記録は、当該申立期間（6か月）が未納であることと、当該期間の前後（6か月）が納付済みである状況を踏まえると整合性がある。

以上のほか、申立人が申立期間①、③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 申立期間②

申立期間②について、申立人は当該申立期間に係る領収証書を所持していることから、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかし、申立人は、当該申立期間において厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであること、及び申立人は、当該期間の国民年金保険料について、「現在未納とされている期間に充当してほしい。」と主張しているが、現在未納とされている期間については既に時効が成立し、制度上、充当処理が不可能であることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 5 月に A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失したのを契機に、同年 6 月頃に国民年金に任意加入し、その後、61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険者となるまで、継続して国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間について未加入とされているのは納付できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳、B 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は昭和 56 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得することにより、同日で国民年金被保険者資格を喪失し、その後、61 年 4 月 1 日に国民年金の第 3 号被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間については、国民年金の未加入期間と考えられ、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、任意加入被保険者の資格を取得する必要があるが、当該取得手続について、申立人は行った記憶が無いとしている上、当該取得手続を行っていたと思うとしている A 社の顧問税理士は既に死亡しており、申立期間当時の国民年金に係る資格取得手続の状況等は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から同年12月までの期間、9年5月及び同年6月、同年11月から10年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月から同年12月まで
② 平成9年5月及び同年6月
③ 平成9年11月から10年2月まで

私は、会社を退職し、国民年金の被保険者となったので、申立期間の保険料を市役所から送付された納付書を使用して、金融機関の窓口で納付した。申立期間について納付記録が無いのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出日は、平成5年10月12日となっており、申立人が所持している年金手帳、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、同年*月*日に国民年金の被保険者資格を取得し、6年4月1日には厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより同日で資格喪失し、さらに、12年12月30日に国民年金の被保険者資格を再取得していることが確認できる。

厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより、第1号被保険者に該当した場合には、被保険者又はその世帯主は14日以内に資格取得届を住所地の市町村長に提出しなければならないが、申立人は、上述の記録から申立期間について当該届出を行っていなかったと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間については未加入期間であると考えられる。

また、申立人は、市役所から届いた納付書を使用して金融機関の窓口で申

立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、前述のとおり、申立期間は国民年金の未加入期間と考えられ、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1546

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 2 日から 48 年 12 月 31 日まで
大学卒業後すぐにA社に勤務した。男性社員のアシスタントとして契約書の下書きや売上げの計算をしていた。勤務した期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚に照会したところ、期間及び勤務形態は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が記憶する複数の同僚にA社における厚生年金保険の記録が無いことから、事業主は、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたのではなかったものと考えられる。

また、同僚が保管する申立期間当時のA社の住所録に申立人の氏名は見当たらないところ、複数の同僚が、申立期間当時、社員には会社が採用する正社員と部内で採用する部限社員がいたこと、及び部限社員は住所録に載っていなかったことを証言している上、同僚が部限社員であったと証言している複数の者に厚生年金保険の記録が無いことから、申立人は部限社員であった可能性が高い。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当該事業所の合併先であるB社に照会を行ったが、合併前にA社を退職した者の資料は無い旨回答があり、合併前に退職している申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。